

障 害 者 基 本 法 の 実 施 状 況

(平成20年11月26日現在)

右の列の数字は、障害者基本計画（平成 14 年 12 月 24 日閣議決定）中、該当する箇所を指している。

（例） 1 . (2) とは、同計画中、次の箇所を指している。

分野別施策の基本的方向

1 . 啓発・広報

(2) 施策の基本的方向

啓発・広報活動の推進

障害者基本法の実施状況

条 項	実 施 状 況
第1章 総則	
第1条(目的) 第2条(定義)	
<p>(基本的理念)</p> <p>第3条 すべて障害者は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有する。</p> <p>2 すべて障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられる。</p> <p>3 何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。</p> <p>(国及び地方公共団体の責務)</p> <p>第4条 国及び地方公共団体は、障害者の権利の擁護及び障害者に対する差別の防止を図りつつ障害者の自立及び社会参加を支援すること等により、障害者の福祉を増進する責務を有する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害の有無にかかわらず、国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合うとともに、障害者が社会の対等な構成員として人権を尊重され、自己選択と自己決定の下に社会のあらゆる活動に参加、参画し、社会の一員としてその責任を分担する「共生社会」の考え方を基本的な方針とした障害者基本計画(平成14年12月24日閣議決定)及び重点施策実施計画(平成14年12月24日障害者施策推進本部決定、平成19年12月25日障害者施策推進本部決定)を策定・推進。 ・ 地方公共団体においても、障害者基本計画を基本として障害者計画を策定・推進。

<p>(国民の理解)</p> <p>第5条 国及び地方公共団体は、国民が障害者について正しい理解を深めるよう必要な施策を講じなければならない。</p> <p>(国民の責務)</p> <p>第6条 国民は、社会連帯の理念に基づき、障害者の福祉の増進に協力するよう努めなければならない。</p> <p>2 国民は、社会連帯の理念に基づき、障害者の人権が尊重され、障害者が差別されることなく、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加することができる社会の実現に寄与するよう努めなければならない。</p> <p>(障害者週間)</p> <p>第7条 国民の間に広く障害者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障害者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めるため、障害者週間を設ける。</p> <p>2 障害者週間は、十二月三日から十二月九日までの一週間とする。</p> <p>3 国及び地方公共団体は、障害者週間の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害の有無にかかわらず、国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合うとともに、障害者が社会の対等な構成員として人権を尊重され、自己選択と自己決定の下に社会のあらゆる活動に参加、参画し、社会の一員としてその責任を分担する「共生社会」の考え方を基本的な方針とした障害者基本計画(平成14年12月24日閣議決定)及び重点施策実施計画(平成14年12月24日障害者施策推進本部決定、平成19年12月25日障害者施策推進本部決定)を策定・推進。(再掲) ・ 平成16年12月、「障害者週間の実施について」を障害者施策推進本部において決定。 ・ 毎年度、全国の小中学生等を対象に「心の輪を広げる体験作文」及び「障害者週間のポスター」の表彰を実施する等、障害者週間及び前後の期間において、全国で、官民にわたって多彩な行事を集中的に実施。 ・ 平成19年度においては、「アジア太平洋障害者の十年(2003～2012年)」中間年を記念した「障害者週間の集い」において、障害者関係功労者・団体の内閣総理大臣表彰を実施。 ・ 毎年、「障害者のために講じた施策の概況に関する年次報告」を「障害者白書」として刊行。 ・ 平成17年には、「公共サービス窓口における配慮マニュアル」を作成し、公表・配布。 	1.(2)
<p>(施策の基本方針)</p> <p>第8条 障害者の福祉に関する施策は、障害者の年齢及び障害の状態に応じて、かつ、有機的連携の下に総合的に、策定され、及び実施されなければならない。</p> <p>2 障害者の福祉に関する施策を講ずるに当たっては、障害者の自主性が十分に尊重され、かつ、障害者が、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう配慮されなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 内閣総理大臣を本部長とし、全国務大臣にて構成される障害者施策推進本部、並びに、同本部の下に設置された障害者施策推進課長会議及び課題別推進チームにおいて、関係行政機関が緊密に連携し、障害者施策を総合的かつ効果的に推進。 ・ 「重点施策実施5か年計画」(平成19年12月25日障害者施策推進本部決定)において、地域での自立生活を基本に、障害の特性に応じ総合的な利用者本位の支援を行うこと等に重点を置いた施策展開について規定。 	

<p>(障害者基本計画等)</p> <p>第9条 政府は、障害者の福祉に関する施策及び障害の予防に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障害者のための施策に関する基本的な計画(以下「障害者基本計画」という。)を策定しなければならない。</p> <p>2 都道府県は、障害者基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における障害者の状況等を踏まえ、当該都道府県における障害者のための施策に関する基本的な計画(以下「都道府県障害者計画」という。)を策定しなければならない。</p> <p>3 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第四項の基本構想に即し、かつ、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画(以下「市町村障害者計画」という。)を策定しなければならない。</p> <p>4 内閣総理大臣は、関係行政機関の長に協議するとともに、中央障害者施策推進協議会の意見を聴いて、障害者基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。</p> <p>5 都道府県は、都道府県障害者計画を策定するに当たっては、地方障害者施策推進協議会の意見を聴かななければならない。</p> <p>6 市町村は、市町村障害者計画を策定するに当たっては、地方障害者施策推進協議会を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては障害者その他の関係者の意見を聴かななければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 政府において、平成 14 年 12 月 24 日、「障害者基本計画」を閣議決定し、国会に報告するとともに、「障害者基本計画の概要」を公表。 ・ すべての都道府県及び指定都市において、障害者計画を策定済み(平成 19 年度末現在)。障害者計画策定の際には、すべての都道府県及び指定都市において、地方障害者施策推進協議会から意見を聴取。(平成 18 年度末現在) ・ 平成 19 年度末現在、全 1,799 市区町村(指定都市を除く。)のうち 1,736 市区町村(96.5%)において、障害者計画を策定済み。 ・ 平成 18 年度末において障害者計画を策定済みである 1,667 市区町村(指定都市を除く。)のうち、543 市区町村(32.6%)において、地方障害者施策推進協議会から意見を聴取。また、1,399 市区町村(83.9%)においてニーズ調査を、1,077 市区町村(64.6%)において障害当事者からのヒアリングを、1,227 市区町村(73.6%)において住民参加を実施。 	
--	--	--

<p>7 政府は、障害者基本計画を策定したときは、これを国会に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。</p> <p>8 第二項又は第三項の規定により都道府県障害者計画又は市町村障害者計画が策定されたときは、都道府県知事又は市町村長は、これを当該都道府県の議会又は当該市町村の議会に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。</p> <p>9 第四項及び第七項の規定は障害者基本計画の変更について、第五項及び前項の規定は都道府県障害者計画の変更について、第六項及び前項の規定は市町村障害者計画の変更について準用する。</p>		
<p>(法制上の措置等)</p> <p>第 10 条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上及び財政上の措置を講じなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 政府が実施した主な法制上の措置は、次のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> - 平成 17 年 4 月、土砂災害警戒区域内、浸水想定区域内の災害時要援護者関連施設(浸水想定区域内においては、当該施設利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合)に対する土砂災害情報、洪水予報等の伝達方法を市町村防災会議が規定することとする「水防法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」成立。同年 7 月、施行。 - 平成 17 年 6 月、精神障害者に対する雇用対策の強化等を行う「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」成立。同年 10 月、一部施行、18 年 4 月、全面施行。 - 平成 17 年 10 月、障害者が地域で安心して暮らすことができるよう、障害福祉サービスの質・量共に充実すること等を目的とした「障害者自立支援法」成立。18 年 4 月、一部施行、同年 10 月全面施行。 - 平成 18 年 5 月、NPO 法人等が乗車定員 11 人未満の自動車を使用して、他人の介助によらずに移動することが困難であり、単独でタクシー等の公共交通機関を利用することが困難な身体障害者等の会員に対して運送を行う自家用有償旅客運送に係る登録制度を創設した「道路運送法等の一部を改正する法律」成立。同年 10 月施行。 - 平成 18 年 6 月、障害者を始めとする多様な人々が地域において安全・安心で快適な住生活が営めるよう、住宅の確保に特に配慮を要する者の居住の安定の確保等を盛り込んだ「住生活基本法」成立、施行。 	

	<ul style="list-style-type: none"> - 平成 18 年 6 月、「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」と「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」を統合・拡充し、建築物、公共交通機関、道路等の一体的・総合的なバリアフリー化の促進を図る「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」成立。同年 12 月施行。 - 平成 18 年 6 月、従来の盲・聾・養護学校の制度を複数の障害種別を受け入れることができる特別支援学校の制度に転換すること等を内容とする「学校教育法等の一部を改正する法律」成立。19 年 4 月、施行。 - 平成 18 年 12 月、教育の機会均等に係る規定に障害のある者に対する支援について新たに明記した教育基本法の全面的改正、施行。 - 平成 19 年 6 月、適性試験の聴力に関する合格基準に達しない聴覚障害者について、聴覚障害者標識を表示し、ワイドミラーを装着することを条件に普通自動車免許の取得を可能とする内容の「道路交通法の一部を改正する法律」成立。20 年 6 月、関係規定施行。 - 平成 19 年 9 月、障害者の権利及び尊厳を保護し、及び促進するための包括的かつ総合的な国際条約である「障害者の権利に関する条約」(仮称)に署名。 ・ 障害者施策関係予算の推移は、次のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> 1,298,481 百万円(16 年度) 1,332,433 百万円(17 年度) 1,376,228 百万円(18 年度) 1,489,571 百万円(19 年度) 1,549,974 百万円(20 年度) (注)障害者施策関係の額を特定できるものについての合計額である。 	
(年次報告) 第 11 条 政府は、毎年、国会に、障害者のために講じた施策の概況に関する報告書を提出しなければならない。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 毎年、「障害者のために講じた施策の概況に関する年次報告」を、国会に提出。 	
第 2 章 障害者の福祉に関する基本的施策		
(医療、介護等) 第 12 条 国及び地方公共団体は、障害者が生活機能を回復し、取得し、又は維持するために必要な医療の給付及びリハビリテーションの提供を行うよう必要な施策を講じなければならない。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 18 年度より、各都道府県において、総合周産期母子医療センターを整備し、妊産婦や新生児等に高度な医療を提供。 ・ 平成 18 年度より、障害者自立支援法に基づく自立支援医療(更生医療、育成医療、精神通院医療)において、その費用の一部又は全部を公費負担。 ・ 医療保険において、障害者の療養の内容に応じ、診療報酬を改定。 ・ 国立障害者リハビリテーションセンター病院において、各障害に対応した機能回復訓練を実施。 	6.(2)

	<ul style="list-style-type: none"> 平成 18 年 10 月より、各都道府県に、高次脳機能障害者に対する支援拠点機関を設置。 精神科病院への措置入院による入院者の医療費を公費負担。 在宅の精神障害者について、精神科デイ・ケア事業及び精神科ナイト・ケア事業を実施。 	
2 国及び地方公共団体は、前項に規定する医療及びリハビリテーションの研究、開発及び普及を促進しなければならない。	<ul style="list-style-type: none"> 国立障害者リハビリテーションセンター病院において、医学的リハビリテーションの臨床・研究活動を実施。 国立障害者リハビリテーションセンター研究所において、リハビリテーション支援技術、社会システム及び身体障害者の健康維持・増進に関する研究を実施。 	6.(2)
3 国及び地方公共団体は、障害者とその年齢及び障害の状態に応じ、医療、介護、生活支援その他自立のための適切な支援を受けられるよう必要な施策を講じなければならない。	<ul style="list-style-type: none"> 平成 18 年度より、障害者自立支援法に基づき、障害者とその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービス、保健・医療サービスに係る給付その他の支援を実施。 	2.(2) 6.(2)
4 国及び地方公共団体は、第一項及び前項に規定する施策を講ずるために必要な専門的技術職員その他の専門的知識又は技能を有する職員を育成するよう努めなければならない。	<ul style="list-style-type: none"> 社会福祉士及び介護福祉士法に基づき、社会福祉士及び介護福祉士の養成・確保。 精神保健福祉士法に基づき、精神保健福祉士の養成・確保。 理学療法士及び作業療法士、視能訓練士及び義肢装具士、言語聴覚士の養成・確保。 国立障害者リハビリテーションセンター学院において、専門職員養成、知識・技術向上のための研修を実施。 医師に対するリハビリテーションに関する教育の充実、看護職員の養成・確保。 	2.(2) 6.
5 国及び地方公共団体は、福祉用具及び身体障害者補助犬の給付又は貸与その他障害者が日常生活を営むのに必要な施策を講じなければならない。	<ul style="list-style-type: none"> 平成 18 年度より、障害者自立支援法に基づき、補装具の購入又は修理に要する費用を補装具費として支給。 平成 18 年度より、障害者自立支援法に基づき、日常生活の便宜を図るため、日常生活用具の給付又は貸与を実施。 身体障害者福祉法に基づき、都道府県は、施設等において訓練を受けた身体障害者補助犬の貸与を実施。 身体障害者補助犬法に基づき、身体障害者が公共的施設等を利用する場合において、補助犬の同伴の拒絶を禁止。さらに、平成 19 年 12 月における同法の一部改正により、20 年 4 月より、都道府県等に苦情の申し出等の窓口を設置するとともに、同年 10 月より、一定規模以上の事業所や事務所において勤務する身体障害者の補助犬使用の拒絶を禁止。 	2.(2)

<p>6 国及び地方公共団体は、前項に規定する施策を講ずるために必要な福祉用具の研究及び開発、身体障害者補助犬の育成等を促進しなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉用具の製造・販売企業の情報や福祉用具の個別情報に係るデータベース(TAIS)の構築、情報提供。 ・ 国立障害者リハビリテーションセンター研究所において、リハビリテーション支援システム、支援技術、福祉機器に関する研究開発及び評価法の研究開発を実施。 ・ 福祉用具法に基づき、福祉用具の実用化開発を行う民間企業に対し研究開発費用を助成。 ・ 平成 18 年度より、障害者自立支援法に基づき、身体障害者補助犬育成事業を実施。 	2.(2)
<p>(年金等) 第 13 条 国及び地方公共団体は、障害者の自立及び生活の安定に資するため、年金、手当等の制度に関し必要な施策を講じなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被保険者期間中の障害について、障害基礎年金及び障害厚生(共済)年金を支給。 ・ 国民年金加入前に発生した障害について、障害基礎年金を支給。 ・ 平成 17 年 4 月より、障害基礎年金が支給されない 1 級又は 2 級の障害厚生年金について、3 級の障害厚生年金と同様の最低保障を設定。 ・ 平成 18 年 4 月より、障害基礎年金と老齢厚生年金又は障害基礎年金と遺族厚生年金の併給ができる仕組みを実施。 ・ 重度の障害のある人を対象とする特別障害者手当、重度の障害のある児童を対象とする障害児福祉手当、障害のある児童の父母等を対象とする特別児童扶養手当を支給。 ・ 国民年金の任意加入期間に加入しなかったことにより、障害基礎年金等を受給していない障害者について、国民年金制度の発展過程において生じた特別な事情にかんがみ、福祉的措置として、「特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律」に基づき、特別障害給付金を支給。 	2.(2)
<p>(教育) 第 14 条 国及び地方公共団体は、障害者が、その年齢、能力及び障害の状態に応じ、十分な教育が受けられるようにするため、教育の内容及び方法の改善及び充実に資する等必要な施策を講じなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害の状態に応じ、特別支援学校、特別支援学級、通級による指導において、特別の教育課程、少人数の学級編成、特別な配慮の下に作成された教科書、専門的な知識・経験のある教職員、障害に配慮した施設・設備等により指導。 ・ 平成 18 年 6 月における学校教育法の改正により、19 年 4 月より、従来の盲・聾・養護学校の制度から、障害の重複化に対応するために、複数の障害種別を受け入れることが可能な特別支援学校の制度に転換。 ・ 平成 18 年 6 月における学校教育法の改正により、19 年 4 月より、小・中学校等においても発達障害を含め障害のある児童生徒等に対する特別支援教育を推進することを法律上明記。 ・ 平成 18 年 6 月における学校教育法の改正により、19 年 4 月より、特別支援学校については、その専門性を地域に還元するための取組(センター的機能)を一層促進するため、小・中学校等の要請に基づき、助言・援助を行うよう努める旨を法律上明記。 ・ 平成 18 年 3 月における学校教育法施行規則の改正により、平成 18 年 4 月より、新たに LD、ADHD を対象とした通級による指導を可能とし、自閉症についても独立して実施することを可能化。 ・ 校内委員会の設置や特別支援教育コーディネーターの指名等の校内体制の整備を推進。 	4.(2)

	<ul style="list-style-type: none"> 各学校で「個別の指導計画」及び「個別の教育支援計画」が作成・活用され、児童生徒一人一人の障害の状態等に応じたきめ細かな指導が行われるよう支援。 平成 20 年度より、発達障害のある幼児児童生徒への教育的支援のため、教育関係者や一般国民に対し、インターネット等を通じ、発達障害についての理解・啓発や各種教育情報の提供等を実施する発達障害教育情報センターを(独)国立特別支援教育総合研究所に開設。 国公立大学に対し、障害者の進学のを機会を広げる観点から、受験上の特別な措置を取ることなどの配慮を要請。 平成 20 年 9 月に施行された「障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律」の制定に基づき、教科用特定図書等の発行の促進を図るとともに、その使用の支援について必要な措置を講ずる等、教科用特定図書等の普及の促進等を図る。 	
2 国及び地方公共団体は、障害者の教育に関する調査及び研究並びに学校施設の整備を促進しなければならない。	<ul style="list-style-type: none"> (独)国立特別支援教育総合研究所において、特別支援教育に関する政策的又は教育現場の喫緊の課題について、実際的な研究を総合的に実施。 平成 19 年 7 月に「特別支援学校施設整備指針」を策定するとともに、「学校施設バリアフリー化推進指針」を踏まえた事例集等を作成・配付。 公立学校のバリアフリー化に関する施設整備について国庫補助。 	4.(2)
3 国及び地方公共団体は、障害のある児童及び生徒と障害のない児童及び生徒との交流及び共同学習を積極的に進めることによつて、その相互理解を促進しなければならない。	<ul style="list-style-type: none"> 特別支援学校及び小・中学校等の学習指導要領において、障害のある子どもと障害のない子どもが活動を共にする機会を設ける旨を記載。 平成 19 年 3 月、特別支援学校と小・中・高等学校との交流及び共同学習に関する事例集を作成・配付。 平成 20 年 6 月、特別支援学校と小・中学校等との交流及び共同学習に関するガイドを作成し、文部科学省ホームページに掲載。 交流及び共同学習を推進するため、都道府県において指導的立場にある教員等を対象とする研修を実施。 	1.(2)
(職業相談等) 第 15 条 国及び地方公共団体は、障害者の職業選択の自由を尊重しつつ、障害者がその能力に応じて適切な職業に従事することができるようにするため、その障害の状態に配慮した職業相談、職業指導、職業訓練及び職業紹介の実施その他必要な施策を講じなければならない。	<ul style="list-style-type: none"> ハローワークにおいて求職者の技能、職業適性、知識、希望職種、身体能力等の状況に基づき、ケースワーク方式による職業相談を実施し、安定した職場への就職をあっせん。 ハローワークに障害者を専門的に支援する職員を配置し、きめ細かな就職指導等を推進。 障害者職業センターにおいて職業準備訓練、職場適応援助者(ジョブコーチ)支援事業等を実施。 障害者就業・生活支援センターにおいて、就業面及び生活面に関する相談・助言等の支援を一体的に実施。 ハローワークが中心となり福祉施設等関係機関と連携した障害者就労支援チームにより、就職準備から職場定着までを一貫して支援。(平成 17 年度、18 年度は全国 10 箇所のハローワークでモデル的に実施、平成 19 年度から全国展開。) 	5.(2)

	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県立の一般公共職業能力開発施設において、知的障害や発達障害のある人を対象とした訓練コースを設置するとともに、施設のバリアフリー化を推進。 重度障害者については、障害者職業能力開発校を設置し、職業訓練を実施。 各都道府県において、企業、社会福祉法人、NPO法人、民間教育訓練機関等を活用した障害の態様に応じた多様な委託訓練を実施。 	
2 国及び地方公共団体は、障害者に適した職種及び職域に関する調査及び研究を促進しなければならない。	<ul style="list-style-type: none"> (独)高齢・障害者雇用支援機構において、障害者の職域拡大、雇用に関する問題点の解消方策等に関する研究調査を実施。 	5 .
3 国及び地方公共団体は、障害者の地域における作業活動の場及び障害者の職業訓練のための施設の拡充を図るため、これに必要な費用の助成その他必要な施策を講じなければならない。	<ul style="list-style-type: none"> 国立及び都道府県立の障害者職業能力開発校を設置。 納付金による助成金を財源として、民間の能力開発施設の設置促進を図る。 障害者自立支援法に基づき地域活動支援センターを制度化し、障害者の地域における創作的活動、生産活動の機会の提供等、日中活動を支援。 福祉施設等における官公需による仕事の確保に向けた取組の推進。 地方公共団体において、小規模作業所に対する助成を実施。 	2 . (2) 5 . (2)
(雇用の促進等) 第 16 条 国及び地方公共団体は、障害者の雇用を促進するため、障害者に適した職種又は職域について障害者の優先雇用の施策を講じなければならない。	<ul style="list-style-type: none"> 障害者雇用促進法において、国及び地方公共団体の機関における身体障害者又は知的障害者の雇用を義務付け。(障害者雇用率 2.1%) 障害者雇用促進法の改正により、平成 18 年度から、精神障害者を雇用率の算定対象に追加。 国の行政機関において、知的障害者等のチャレンジ雇用を実施。(平成 19 年度から厚生労働省で実施、平成 20 年度中には全府省で実施予定。) 	5 . (2)
2 事業主は、社会連帯の理念に基づき、障害者の雇用に関し、その有する能力を正當に評価し、適切な雇用の場を与えると同時に適正な雇用管理を行うことによりその雇用の安定を図るよう努めなければならない。	<ul style="list-style-type: none"> 障害者雇用促進法において、一定規模以上の民間企業等における、身体障害者又は知的障害者の雇用を義務付け。(障害者雇用率 1.8%) 障害者雇用促進法の改正により、平成 18 年度から、精神障害者を雇用率の算定対象に追加。(再掲) 実雇用率が著しく低い企業に対し、雇入れ計画作成命令、適正実施勧告、特別指導、企業名公表を実施。 障害者を 5 人以上雇用する事業所に対し、障害者職業生活相談員の選任を義務付け、「障害者職場定着推進チーム」の設置を促進。 特例子会社制度を活用した障害者雇用の促進。 	5 . (2)
3 国及び地方公共団体は、障害者を雇用する事業主に対して、障害者の雇用のための経済的負担を軽減し、もつてその雇用の促進及び継続を図るため、障害者が雇用されるのに伴い必要となる施設又は設備の整備等に要する費用の助成その他必要な施策を講じなければならない。	<ul style="list-style-type: none"> 障害者雇用納付金を財源として、雇用率を超えて雇用する企業に対して障害者雇用調整金を、一定水準を超えて雇用する企業に対して報奨金を支給。 障害者を雇い入れるために作業設備の設置等を行う事業主等に対し、障害者雇用納付金に基づく助成金を支給。 障害者雇用促進法の改正により、在宅就業障害者に仕事を発注する企業に対して、特例調整金・特例報奨金を支給。 	5 . (2)

<p>(住宅の確保)</p> <p>第 17 条 国及び地方公共団体は、障害者の生活の安定を図るため、障害者のための住宅を確保し、及び障害者の日常生活に適するような住宅の整備を促進するよう必要な施策を講じなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 18 年 6 月より、住生活基本法及び住生活基本計画に基づき、住宅のバリアフリー化を推進。 ・ 平成 19 年 7 月より、「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」に基づき、公的賃貸住宅の供給及び民間賃貸住宅への円滑な入居を促進。 ・ 新設のすべての公営住宅、都市機構賃貸住宅、公社賃貸住宅について、障害者等に配慮し、身体機能の低下等に対応した住宅を標準仕様として供給。既設の公営住宅、都市機構賃貸住宅についても、可能な限り障害者等に配慮した改善を実施。 ・ 公営住宅法において、社会福祉法人等が公営住宅をグループホームとして使用することを承認。 ・ 公営住宅の入居者の募集・選考において、障害者世帯については、収入基準の緩和等の優遇策を実施。 ・ 平成 17 年 6 月より、住宅金融公庫(現(独)住宅金融支援機構)において、バリアフリー性が優れた住宅の取得について金利の引き下げを実施。 ・ 平成 19 年 4 月より、障害者等が居住する住宅について一定のバリアフリー改修工事を行った場合、所得税や固定資産税を軽減。 	3.(2)
<p>(公共的施設のバリアフリー化)</p> <p>第 18 条 国及び地方公共団体は、障害者の利用の便宜を図ることによつて障害者の自立及び社会参加を支援するため、自ら設置する官公庁施設、交通施設その他の公共的施設について、障害者が円滑に利用できるような施設の構造及び設備の整備等の計画的推進を図らなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づき、公共交通事業者等に対して、鉄道駅等の旅客施設の新設、大改良及び車両等の新規導入に際しての移動等円滑化基準への適合を義務付け。既設の旅客施設、車両等についても、移動等円滑化基準への適合への努力義務を規定。 ・ 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づき、一定の道路、路外駐車場、公園施設及び建築物の新設等に際しての移動等円滑化基準への適合を義務付け。既設の道路並びに一定の路外駐車場、公園施設及び建築物についても、移動等円滑化基準への適合への努力義務を規定。 	3.(2)
<p>2 交通施設その他の公共的施設を設置する事業者は、障害者の利用の便宜を図ることによつて障害者の自立及び社会参加を支援するため、社会連帯の理念に基づき、当該公共的施設について、障害者が円滑に利用できるような施設の構造及び設備の整備等の計画的推進に努めなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づき、公共交通事業者等に対して、鉄道駅等の旅客施設の新設、大改良及び車両等の新規導入に際しての移動等円滑化基準への適合を義務付け。既設の旅客施設、車両等についても、移動等円滑化基準への適合への努力義務を規定。(再掲) ・ 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づき、一定の路外駐車場、公園施設及び建築物の新設等に際しての移動等円滑化基準への適合を義務付け。既設の一定の路外駐車場、公園施設及び建築物についても、移動等円滑化基準への適合への努力義務を規定。 	3.(2)

<p>3 国及び地方公共団体は、前二項の規定により行われる公共的施設の構造及び設備の整備等が総合的かつ計画的に推進されるようにするため、必要な施策を講じなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」及び「移動等円滑化の促進に関する基本方針」に基づき、旅客施設、車両等、道路、路外駐車場、公園施設及び建築物の一体的・連続的なバリアフリー化を促進し、バリアフリー施策を総合的かつ計画的に推進。 	3.(2)
<p>4 国、地方公共団体及び公共的施設を設置する事業者は、自ら設置する公共的施設を利用する障害者の補助を行う身体障害者補助犬の同伴について障害者の利用の便宜を図らなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 身体障害者補助犬法により、公共的施設、不特定多数の者が利用する施設等への補助犬の同伴の拒絶を禁止。 ・ 平成 20 年 4 月より、都道府県等に苦情の申し出等の窓口設置を義務化。 ・ 平成 20 年 10 月より、一定規模以上の事業所、事務所において、勤務する身体障害者による補助犬使用の拒絶を禁止。 	2.(2)
<p>(情報の利用におけるバリアフリー化) 第 19 条 国及び地方公共団体は、障害者が円滑に情報を利用し、及びその意思を表示できるようにするため、障害者が利用しやすい電子計算機及びその関連装置その他情報通信機器の普及、電気通信及び放送の役務の利用に関する障害者の利便の増進、障害者に対して情報を提供する施設の整備等が図られるよう必要な施策を講じなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「障害者・高齢者等情報処理機器アクセシビリティ指針」及び解説書の作成、公表。 ・ JIS X8341 シリーズ「高齢者・障害者等配慮設計指針 - 情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス」の制定及び ISO への提案。 ・ 平成 19 年 3 月、電気通信機器・サービスのアクセシビリティ向上を促進するため、シンポジウムを開催。 ・ 字幕放送や手話放送、解説放送の普及について、制度面、予算面から各種施策を展開。 ・ 平成 19 年 10 月、「視聴覚障害者向け放送普及行政の指針」を策定。 ・ 「身体障害者の利便の増進に資する通信・放送身体障害者利用円滑化事業の推進に関する法律」に基づき、(独)情報通信研究機構が番組制作費や通信・放送サービス等の開発・提供に対する助成金を交付。 ・ 平成 18 年度より、障害者自立支援法に基づき、障害者 IT 総合推進事業を実施。 ・ 視覚障害者情報提供施設、聴覚障害者情報提供施設を整備。 ・ 電子投票の実施を促進。 	7.(2)
<p>2 国及び地方公共団体は、行政の情報化及び公共分野における情報通信技術の活用の推進に当たっては、障害者の利用の便宜が図られるよう特に配慮しなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者等を含むすべての人々の利用しやすさなどに配慮しつつ、ホームページなどにおける行政情報の電子的提供を充実。 ・ 平成 17 年 12 月、地方公共団体向けに「みんなの公共サイト運用モデル」を策定し、セミナーを開催。 	7.(2)

<p>3 電気通信及び放送その他の情報の提供に係る役務の提供並びに電子計算機及びその関連装置その他情報通信機器の製造等を行う事業者は、社会連帯の理念に基づき、当該役務の提供又は当該機器の製造等に当たっては、障害者の利用の便宜を図るよう努めなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「障害者・高齢者等情報処理機器アクセシビリティ指針」及び解説書の作成、公表。(再掲) ・ JIS X8341 シリーズ「高齢者・障害者等配慮設計指針 - 情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス」の制定及びISOへの提案。(再掲) ・ 平成 19 年 3 月、電気通信機器・サービスのアクセシビリティ向上を促進するため、シンポジウムを開催。(再掲) ・ 字幕放送や手話放送、解説放送の普及について、制度面、予算面から各種施策を展開。(再掲) ・ 平成 19 年 10 月、「視聴覚障害者向け放送普及行政の指針」を策定。(再掲) ・ 「身体障害者の利便の増進に資する通信・放送身体障害者利用円滑化事業の推進に関する法律」に基づき、(独)情報通信研究機構が番組制作費や通信・放送サービス等の開発・提供に対する助成金を交付。(再掲) 	7.(2)
<p>(相談等) 第 20 条 国及び地方公共団体は、障害者に関する相談業務、成年後見制度その他の障害者の権利利益の保護等のための施策又は制度が、適切に行われ又は広く利用されるようにしなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者自立支援法に基づき、相談支援事業、成年後見制度利用支援事業を実施。 ・ 市町村において地域自立支援協議会を設置、運営。 ・ 身体障害者相談員、知的障害者相談員、精神保健福祉相談員による相談の実施。 ・ 法務省の人権擁護機関において、障害者に関する人権問題について相談に応じ、障害を理由とする人権侵害の疑いのある事案を認知した場合は、調査を行い、その結果に基づき事案に応じた適切な措置を講じるとともに、関係者に人権尊重思想を啓発するなどして、人権侵害による被害の救済及び予防を実施。 ・ 高齢消費者・障害消費者見守りネットワーク連絡協議会を開催し、「高齢者及び障害のある人の消費者トラブルの防止に向けて」を取りまとめ、メールマガジン「見守り新鮮情報」を発行。 	2.(2) 6.(2)
<p>(経済的負担の軽減) 第 21 条 国及び地方公共団体は、障害者及び障害者を扶養する者の経済的負担の軽減を図り、又は障害者の自立の促進を図るため、税制上の措置、公共的施設の利用料等の減免その他必要な施策を講じなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害児の就学のため必要な諸経費を助成する特別支援教育就学奨励費を保護者に支給。 ・ 平成 20 年度より、特例子会社、重度障害者多数雇用事業所、就労移行支援事業所等に対する取引金額を増加させた事業者に対し、減価償却資産の割増償却を認める措置を創設。 ・ 障害者を多数雇用する事業所等に対し、機械等の割増償却等、税制上の特例措置を実施。 ・ 身体障害者の使用に供するための特定の物品について、消費税を非課税。 ・ 平成 19 年 4 月より、障害者等が居住する住宅について一定のバリアフリー改修工事を行った場合、所得税や固定資産税を軽減。(再掲) ・ 鉄道駅のバリアフリー化のためのエレベーターについて法人税等の特例措置、ICカードの乗車券の共通化・相互利用化に係る設備について固定資産税の特例措置を実施。 ・ 低床式路面電車に対する法人税等の特例措置、リフト付バス、ノンステップバス、バリアフリー対応型航空機に対する法人税の特例措置を実施。 ・ 国立劇場、新国立劇場、国立美術館、国立博物館において、障害者の入場料を割引。 ・ 国営公園において、身体障害者及び介助者等に対する入園料金を免除。 	2.(2) 3.(2) 4.(2) 5.(2)

<p>(文化的諸条件の整備等)</p> <p>第 22 条 国及び地方公共団体は、障害者の文化的意欲を満し、若しくは障害者に文化的意欲を起こさせ、又は障害者が自主的かつ積極的にレクリエーションの活動をし、若しくはスポーツを行うことができるようにするため、施設、設備その他の諸条件の整備、文化、スポーツ等に関する活動の助成その他必要な施策を講じなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者自立支援法に基づき、スポーツ・レクリエーション教室開催等事業を実施し、大会・教室の開催や指導者の養成を支援。 ・ (独)福祉医療機構において、障害者スポーツ支援基金を通じて、国際大会への選手団派遣事業、指導者の養成事業、各競技団体が行う全国大会の開催事業等に助成。 ・ 国立劇場、新国立劇場、国立美術館、国立博物館において、障害者の入場料を割引。(再掲) ・ 全国障害者スポーツ大会、全国障害者芸術・文化祭の開催。 ・ 平成 20 年度より、パラリンピック等の総合国際競技大会への選手団の派遣等事業を実施。 	2.(2)
第 3 章 障害の予防に関する基本的施策		
<p>第 23 条 国及び地方公共団体は、障害の原因及び予防に関する調査及び研究を促進しなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国立障害者リハビリテーションセンター研究所において、リハビリテーション支援技術、社会システム及び身体障害者の健康維持・増進に関する研究を実施。(再掲) ・ 厚生労働科学研究として障害保健福祉総合研究事業、感覚器障害研究事業、こころの健康科学研究事業等を実施。 ・ 厚生労働科学研究として難治性疾患克服研究事業を実施し、難治性疾患の画期的な診断法及び治療法の研究開発を推進。 	6.(2)
<p>2 国及び地方公共団体は、障害の予防のため、必要な知識の普及、母子保健等の保健対策の強化、障害の原因となる傷病の早期発見及び早期治療の推進その他必要な施策を講じなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校における安全教育を充実させるとともに、教員等を対象とした研修を開催。 ・ 障害、疾病の早期発見のため、妊産婦、新生児及び乳幼児の健康診査、児童生徒の健康診断を実施。 ・ 妊産婦や新生児・未熟児等に対して、家庭訪問等の個別指導による保健指導を実施。 ・ 糖尿病についての検診受診者数の増加に向けた取組など、生活習慣病対策を推進。 ・ 各都道府県・政令指定都市において、一般内科等のかかりつけ医のうつ病診断技術等の向上を図るための専門的研修を実施。 ・ 自殺対策基本法に基づき、平成 19 年 6 月、「自殺総合対策大綱」を決定し、総合的な自殺対策を推進。20 年 10 月には、「自殺対策加速化プラン」を策定。 	6.(2)
<p>3 国及び地方公共団体は、障害の原因となる難病等の予防及び治療が困難であることにかんがみ、障害の原因となる難病等の調査及び研究を推進するとともに、難病等に起因する障害があるため継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける者に対する施策をきめ細かく推進するよう努めなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ いわゆる難病のうち、治療が極めて困難であり、かつ医療費が高額である疾患について、効果的な研究の推進、医療の確立・普及のため、特定疾患治療研究事業において、医療費の自己負担分を公費負担。 ・ 厚生労働科学研究として難治性疾患克服研究事業を実施し、難治性疾患の画期的な診断法及び治療法の研究開発を推進。(再掲) ・ 保健所が中心となって重症難病患者の療養支援を行う難病患者地域支援対策推進事業を実施。 	6.(2)

第4章 障害者施策推進協議会	
<p>(中央障害者施策推進協議会)</p> <p>第 24 条 内閣府に、障害者基本計画に関し、第九条第四項(同条第九項において準用する場合を含む。)に規定する事項を処理するため、中央障害者施策推進協議会(以下「中央協議会」という。)を置く。</p> <p>第 25 条 中央協議会は、委員三十人以内で組織する。</p> <p>2 中央協議会の委員は、障害者、障害者の福祉に関する事業に従事する者及び学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。この場合において、委員の構成については、中央協議会が様々な障害者の意見を聴き障害者の実情を踏まえた協議を行うことができることとなるよう、配慮されなければならない。</p> <p>3 中央協議会の委員は、非常勤とする。</p> <p>4 前三項に定めるもののほか、中央協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中央障害者施策推進協議会の開催状況は、以下のとおり。 第1回 平成 17 年 5 月 20 日 第2回 平成 18 年 7 月 26 日 第3回 平成 19 年 10 月 29 日 第4回 平成 20 年 7 月 24 日 第5回 平成 20 年 11 月 26 日 その他、委員による懇談会を随時開催。 ・ 委員 29 名のうち、過半数の 16 名が障害当事者又はその家族であり、様々な障害者の意見を聴き障害者の実情を踏まえた協議を行うことができるよう配慮。
<p>(地方障害者施策推進協議会)</p> <p>第 26 条 都道府県(地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)を含む。以下同じ。)に、地方障害者施策推進協議会を置く。</p> <p>2 都道府県に置かれる地方障害者施策推進協議会は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 都道府県障害者計画に関し、第九条第五項(同条第九項において準用する場合を含む。)に規定する事項を処理すること。</p> <p>二 当該都道府県における障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議すること。</p> <p>三 当該都道府県における障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項を調査審議すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全都道府県及び全指定都市において、地方障害者施策推進協議会が設置。(平成 18 年度末現在) ・ 全 1,812 市町村(指定都市を除く。)のうち、607 市町村(33.5%)において、地方障害者施策推進協議会が設置。(平成 18 年度末現在)

- | | | |
|--|--|--|
| <p>3 都道府県に置かれる地方障害者施策推進協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、条例で定める。</p> <p>4 市町村(指定都市を除く。)は、条例で定めるところにより、地方障害者施策推進協議会を置くことができる。</p> <p>5 第二項及び第三項の規定は、前項の規定により地方障害者施策推進協議会が置かれた場合に準用する。この場合において、第二項中「都道府県に」とあるのは「市町村(指定都市を除く。)に」と、同項第一号中「都道府県障害者計画」とあるのは「市町村障害者計画」と、「第九条第五項(同条第九項において準用する場合を含む。)」とあるのは「第九条第六項(同条第九項において準用する場合を含む。)」と、第三項中「都道府県」とあるのは「市町村(指定都市を除く。)」と読み替えるものとする。</p> | | |
|--|--|--|